

網使用料算定根拠

料金設定に使用した係数

機能ごとの速度換算係数

品目	グレード	速度換算係数
4 5 Mb/s	デュアル	323

適用料金の算定

参考、通信路設定伝送機能（平成13年12月21日認可）の網使用料算定根拠に準拠して算定

適用料金

（単位：円/月）

品目	グレード	右欄以外	MA内	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料
4 5 Mb/s	デュアル	229,247	206,637	45,220	131,362

（参考）

通信路設定伝送機能（平成13年12月21日認可）の網使用料算定根拠より抜粋

区 分	専用回線管理運営費	同一の単位料金区域内中継区間伝送路	ノード装置	異なる単位料金区間中継区間伝送路
	単金（円/月）	339	65,681	232
課金単位	1契約	1芯	1回線（64kb/s）	1km（64kb/s）
適用対象	(1)通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			-
	(2)(1)以外の場合			

【料金額の設定方法】

A．基本料

(1)通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合

スーパーデュアル : $+$ ($\times 4$ (芯)) + (\times 速度換算係数)

デュアル : $+$ ($\times 2$ (芯)) + (\times 速度換算係数)

(2)(1)以外の場合

スーパーデュアル : $+$ ($\times 4$ (芯)) + (\times 速度換算係数) + ((\times 速度換算係数) $\times 5$ (km))

デュアル : $+$ ($\times 2$ (芯)) + (\times 速度換算係数) + ((\times 速度換算係数) $\times 5$ (km))

B．加算料

(a) Aの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料

スーパーデュアル、デュアル : ((\times 速度換算係数) $\times 10$ (km))

(b)相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料

スーパーデュアル : ($\times 4$ (芯))

デュアル : ($\times 2$ (芯))